

令和元年7月31日  
原子力安全対策課  
(31-12)  
<16時00分資料配付>

高浜発電所の原子炉設置変更許可について  
(1、2号機の廃樹脂処理装置の1～4号機共用化等)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、平成30年11月16日、高浜発電所3、4号機で発生した廃樹脂<sup>※1</sup>を1、2号機の廃樹脂処理装置に移送して処理するための当該装置等の共用化、原子力災害制圧道路<sup>※2</sup>が高浜発電所の敷地の一部を通過することに伴う敷地の境界および面積の変更等について、原子炉設置変更許可申請を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けた。

また、平成30年2月5日に行った高浜発電所の原子炉設置変更許可申請<sup>※3</sup>のうち、原子炉等規制法の規則の改正を反映した1～4号機の地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の評価について、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可<sup>※4</sup>を受けた。

- ※1 原子炉冷却材系統等の浄化のために用いるイオン交換樹脂を一定期間使用後に取り出したもの。高浜発電所3、4号機は、廃樹脂から放射性物質を分離する廃樹脂処理装置を有しておらず、貯蔵タンクに保管している。
- ※2 高浜町の原子力災害制圧道路整備事業に伴うもの
- ※3 原子炉設置変更許可申請の内容
  - ① 1、2号機の常設直流電源設備の設置
  - ② 3、4号機の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更（送水車の導入等）
  - ③ 1、2号機の使用済燃料ピット保管時の燃料の管理方法の変更（未臨界性評価の変更）
  - ④ 1～4号機の地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の評価  
（令和元年6月14日、①～③を申請内容から削除し、同日、新たな申請として原子力規制委員会に提出）
- ※4 変更に伴う設備の設計変更や改造工事等はない。

問い合わせ先（担当：有房）  
内線 2352・直通 0776(20)0314

(参考)

## 原子炉設置変更許可申請等に係る経緯

### ○1、2号機の廃樹脂処理装置の1～4号機共用化等

平成30年11月16日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
令和元年5月9日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出
令和元年6月12日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書(案)として取りまとめ、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
令和元年7月31日	原子力規制委員会は、原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可

### ○地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の評価

平成30年2月5日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出 ＜申請内容＞ ①1、2号機の常設直流電源設備の設置 ②3、4号機の重大事故時の原子炉等への注水手段の一部変更(送水車の導入等) ③1、2号機の使用済燃料ピット保管時の燃料の管理方法の変更(未臨界性評価の変更) ④1～4号機の地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の評価
平成30年7月27日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出(1回目)
平成31年4月17日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出(2回目)
令和元年6月14日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出(3回目) ・申請内容から①～③を削除 ※①～③については、同日、新たな申請として規制委員会に提出
令和元年6月26日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書(案)として取りまとめ、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
令和元年7月31日	原子力規制委員会は、原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可

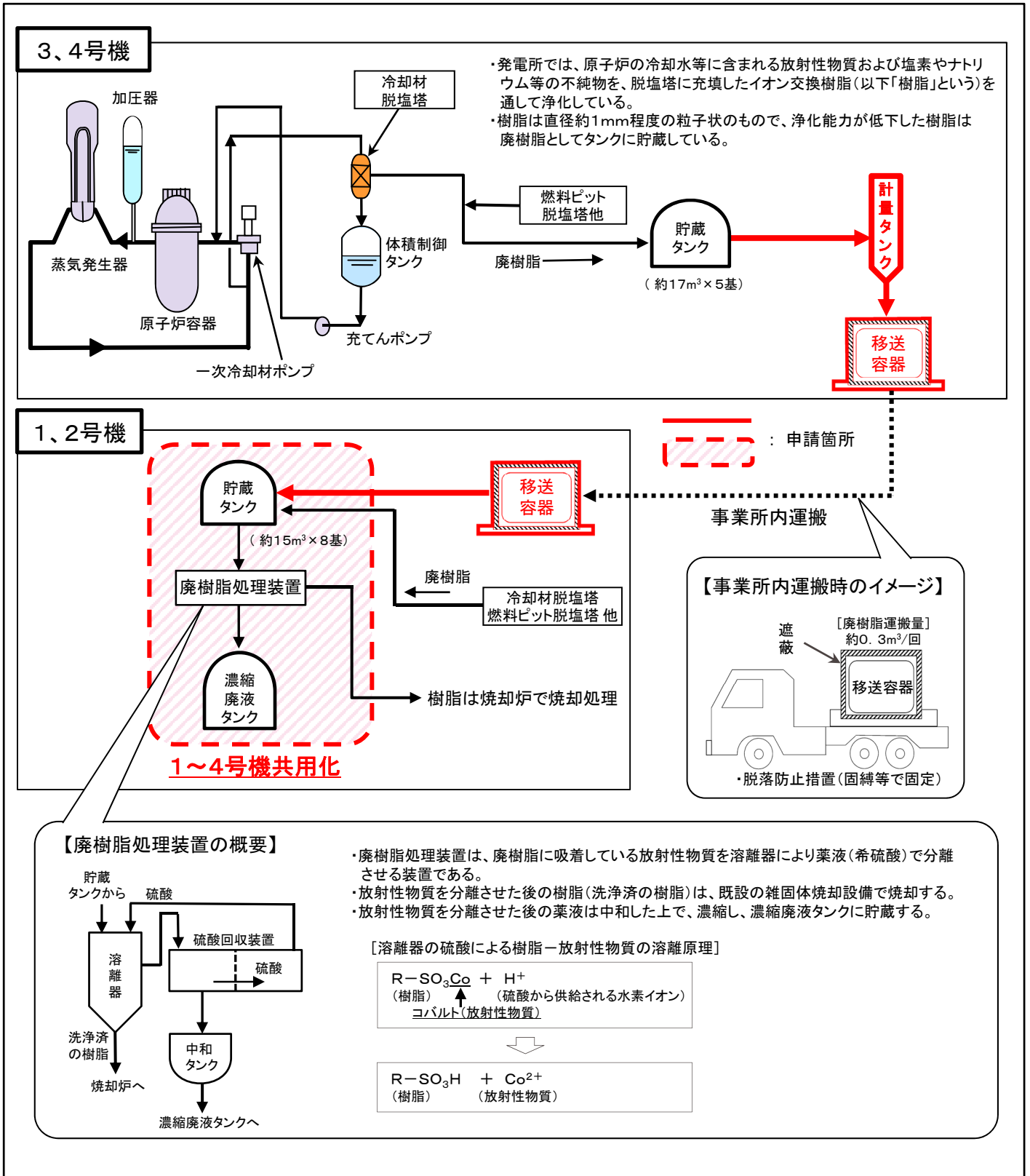
## 1、2号機廃樹脂処理装置等の共用化

### (申請の概要)

- ・1、2号機の廃樹脂処理装置等を1、2号機共用から1～4号機共用に変更する。
- ・3、4号機から1、2号機へ廃樹脂を移送する設備(計量タンク・移送容器)を設置する。

### (申請の理由)

- ・3、4号機は廃樹脂処理装置を有していないことから、1、2号機の装置を共用化して処理するため。



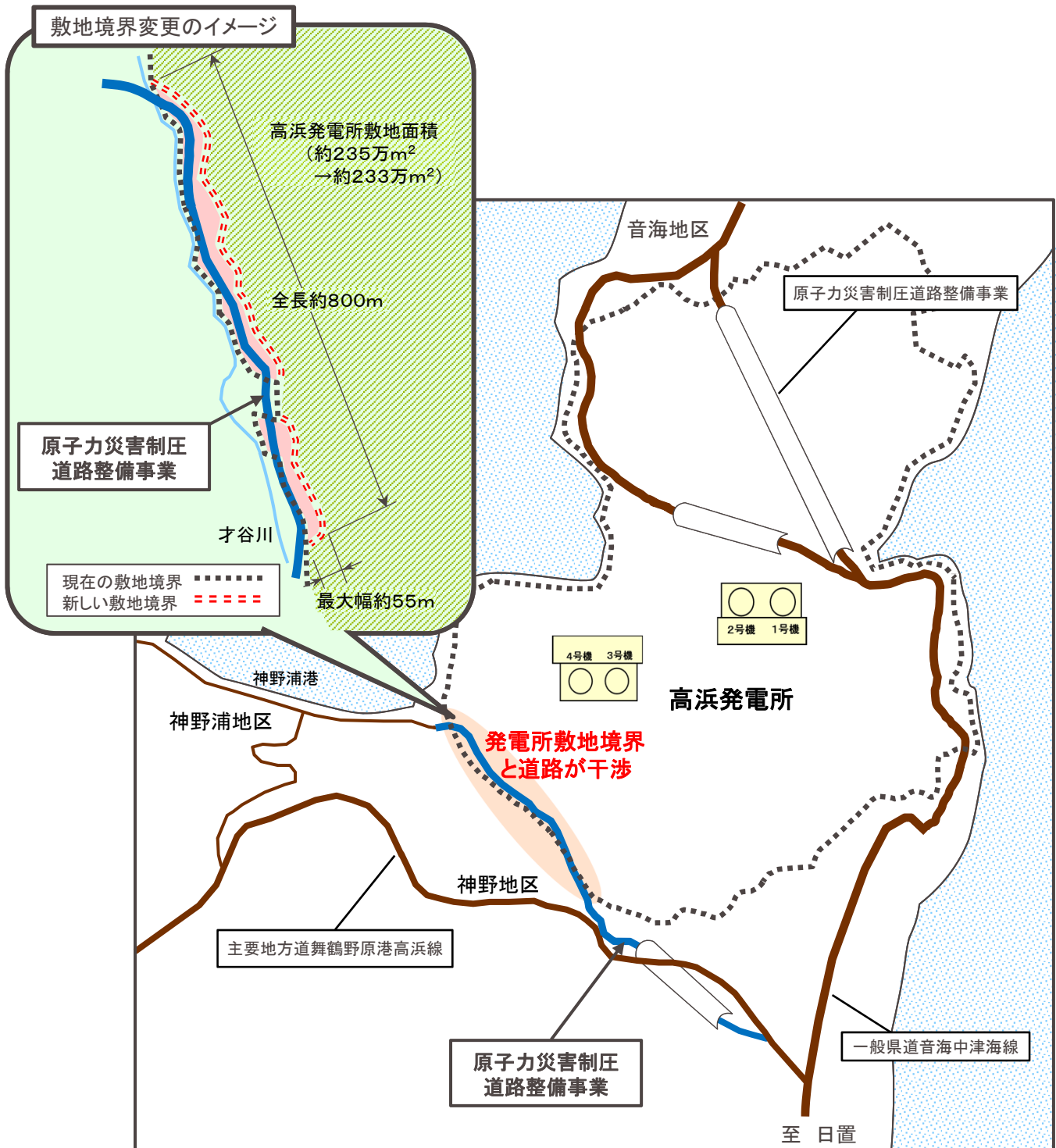
## 高浜発電所敷地面積等の変更

### (申請の概要)

- ・原子力災害制圧道路整備事業に伴い、道路形状に合わせ、敷地の境界を変更(周辺監視区域のフェンス移設)する。
- ・敷地境界線の変更に伴い、敷地面積を変更する。(約235万㎡→約233万㎡)

### (申請の理由)

- ・原子力災害制圧道路が発電所敷地の一部を通過するため。



## 1～4号機の地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の評価

### (申請の概要)

原子炉等規制法の規則が改正され、地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能について、運転中の原子炉内の水圧や水流による応力と基準地震動による応力に加えて、燃料ペレットの熱膨張等による応力を加えた評価を行うことが求められたため、設計方針に追加し評価を行った。

なお、設備の設計変更や改造工事等はない。

※規則の改正は2019年10月1日から適用され、それまでに許認可を受ける必要がある。

